

みんなで守ろう冬のマナー！

除雪を効率よく行うためには、皆さんの協力がかかせません。また、除排雪の作業は重機を使用するため、大変危険です。

安全が確保できない場合は、除雪を中止する場合があります。

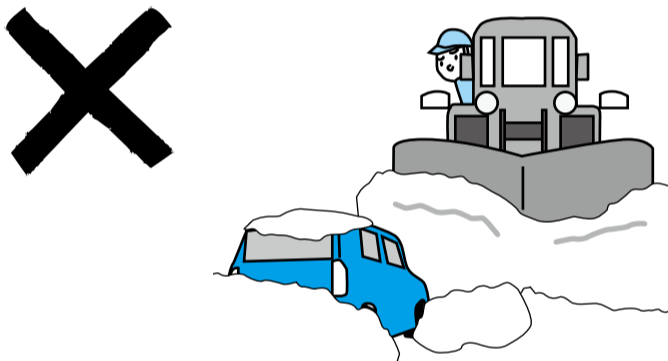
みんなでルールを守り、安全な冬の生活を送りましょう。

除雪車には絶対に近づかないで！



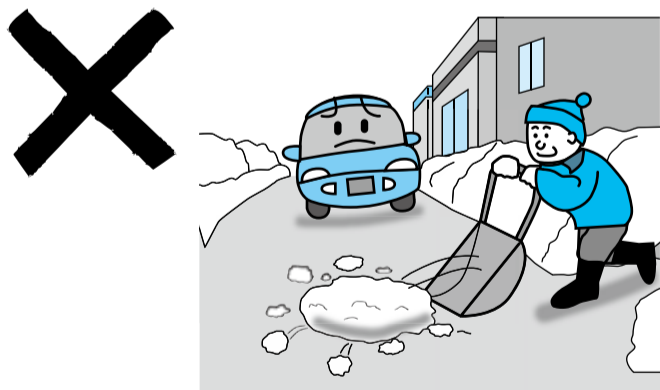
除排雪作業中は**大変危険**です。除雪車には絶対に近づかないでください。

路上駐車は絶対にやめましょう！



冬期間は道路の幅員が狭くなるうえ、路上駐車は**除排雪作業の支障**となりますので絶対にやめましょう。

車道や歩道への雪だし禁止！



自分の敷地内の雪を道路に出し、交通を妨害するのは**法律違反**です。走行車両の支障となり大変危険です。



雪捨て場の案内
一般家庭、会社等の排雪については、ノシャップ雪捨て場またはサラキトマナイ雪捨て場をご利用ください。ご協力お願いします。
開設時間
5時～17時



ひとり暮らし老人等 除雪サービス

稚内市社会福祉協議会では、冬期間の生活を安心して送るために、玄関から道路までの生活道路の除雪サービスを実施しています。

対象
次のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難な方
・65歳以上の独居老人世帯、老人夫婦世帯
・60歳以上の虚弱者、障がい者世帯

・近く(市内)に除雪をしてくれる身寄りのない方及び支援をしてくれる方がいない世帯
除雪期間
12月1日(木)～令和5年3月31日(金)
※緊急の場合に限り、土日・祝日、年末年始も行います。

対象地域／市内全域
※屋根の雪下ろしや車庫の除雪など、できないサービスがあります。詳しくは問い合わせください。
問い合わせ
稚内市社会福祉協議会
☎ 24・1139

除排雪に関する問い合わせ

- 国道について 稚内開発建設部稚内道路事務所 ☎ 33 - 5276
- 道道について 宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課 ☎ 26 - 2521
- 市道について 市土木課事業推進グループ ☎ 23 - 6463